

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第6回）

従業員及び雇員が働きやすい環境を整備することで、仕事と子育てを両立させ、さらにその能力を十分に発揮できるようにする為、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日から2026年3月31日

### 2. 内 容

#### 【目標1】

育児休業および育児を目的とした休暇制度の取得率を次の水準以上にする

- ・女性の育児休業取得率：100%
- ・男性の育児休業14日以上取得率：30%以上
- ・男性の育児休業もしくは育児を目的とした休暇制度の取得率：100%

#### 【目標2】

仕事と育児を両立し、誰もが活躍できるような職場環境づくりを行う

<取組内容>

- ・育児休業取得者およびその上司を対象に、育児と仕事の両立に関するアンケート調査の実施
- ・アンケート結果もふまえ、従業員、雇員が必要とする情報の積極的な提供

#### 【目標3】

妊娠中や出産後の女性社員の健康管理について、労働者に対する情報提供等を実施し、理解を促進させる

<取組内容>

- ・男女共に参加できる健康に関するセミナーや研修の開催

#### 【目標4】

子どもが保護者の職場を見学することができる「子ども参観日」を継続的に実施する

<取組内容>

- ・本社や各事業所において、「子ども参観日」を開催